育児・介護対応について

1. 個人事業主の育児・介護
フリーランス新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）により、企業は 6 ヶ月以上継続して業務委託を行うフリーランスから申出があった場合、育児や介護と業務を両立するための配慮が義務付けられています。
従業員（雇用労働者）向けの育児・介護休業法とは異なり、フリーランスには法的な休業制度や給付金の適用はありません。そのため、あくまで「現在の契約条件の範囲内で、両立できるように柔軟な業務運営を行うこと」が主な対応となります。

2.対象者
当社と運送委託契約を締結している個人事業主のドライバーで、育児・介護により配送業務の配慮を希望する者

3.手続き
「育児・介護配慮申出書」に必要事項を記入して、営業所へ提出する。

4.対応
①提出された「育児・介護配慮申出書」に基づき、ヒアリング（面談）を実施します。
②会社とドライバーとで配慮措置内容に合意できた場合は、「運送委託条件変更に関する覚書」を締結します。
③検討の結果、配慮が困難な場合や対応できない場合は、理由を説明します。

5.相談窓口
近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらないさまざまな働き方が増えています。
これらの方は、フリーランス、個人事業主、クラウドワーカーなどと呼ばれ、労働基準法上の労働者ではないとされています。
フリーランス・トラブル 110 番は、まさにこのような働き方をする方のための相談窓口です。
フリーランス法が 2024 年 11 月 1 日に施行されました。フリーランス法違反と考えられる場合に、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省へ申出をする際のアドバイスも受け付けています。
【社外相談窓口】
フリーランス・トラブル 110 番
「フリーランス・トラブル 110 番」は、相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします。
相談は無料。電話・メールで相談できます。匿名でも OK です。
本サービスは、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。
電話　0120-532-110（受付時間 9：30～16：30／土日祝日を除く）
ホームページ　https://freelance110.mhlw.go.jp/

以上